

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 26 年 3 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～
場 所 さかい図書館 多目的室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 32 号 坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について

議案第 33 号 坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について

議案第 34 号 坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について

議案第 35 号 坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について

議案第 36 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部
改正について

議案第 37 号 坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要
綱の一部改正について

議案第 38 号 坂井市奨学育英資金貸付の承認について

議案第 39 号 就学指定校の変更許可について

5 報告事項

・坂井市学校事務共同実施活動報告について

6 そ の 他

・行事予定(4月分)について

・その他

定例教育委員会

議案

議案第32号

坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について

坂井市竹田体育館等使用条例施行規則の制定について、次のとおり承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市竹田体育館等使用条例施行規則

平成26年 3月 日
坂井市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市竹田体育館等使用条例（平成26年坂井市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 坂井市竹田体育館及び坂井市竹田グラウンド（以下「体育館等」という。）を使用できる者は、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内の宿泊施設に宿泊している者で構成され、かつ、成人の代表者を含む10人以上で構成される団体とする。ただし、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用時間)

第3条 体育館等の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

名称	利用時間
体育館	午前8時30分から午後9時30分
グラウンド	午前8時30分から午後7時まで

(休館日及び休場日)

第4条 体育館等の休館日及び休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に休館及び休場することができる。

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条の規定により体育館等の使用許可を受けようとする者は、社会体育施設使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 申請内容を変更しようとするときは、前項により行うものとする。

3 教育委員会は、前2項の申請により、その使用を許可したときは、社会体育施設使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次の表のとおりとする。

区分	施設使用料
・市及び市教育委員会が主催する大会等に使用する場合	全額免除
・地域の事業等に使用する場合	〃
・市体育協会が主催する大会等に使用する場合	〃

・市内小中高生及び園児が使用する場合

〃

・その他公益上特別の事由があると認めた場合は、その都度教育委員会が決定する。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用開始の3日前までに使用の取消しを申し出たとき 全部
- (2) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなつたとき 全部
- (3) その他教育委員会が適当と認めたとき 全部又は一部

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式 略

議案第33号

坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について

坂井市立小中学校通学区規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市立小中学校通学区規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立小中学校通学区規則（平成18年坂井市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）三国南小学校の項中「玉ノ江」を「玉江」に改め、同表平章小学校の項中「西瓜屋（1字のみ）」を「西瓜屋（1字）」に、「長畠（75字の一部、79字のみ）」を「長畠（75字の一部、79字）」に、「猪爪（1字、5字の一部、26字のみ）」を「猪爪（1字、5字の一部、26字）」に改め、同表竹田小学校の項を削り、同表長畠小学校の項中「里竹田」の次に「、上竹田、山口、山竹田」を加え、同表高椋小学校の項中「小黒（73字、74字のみ）」を「小黒（73字、74字）」に改め、同表磯部小学校の項中「高柳16字のみ」を「高柳16字」に改め、同表丸岡中学校竹田分校の項を削り、同表春江小学校の項、春江西小学校の項、大石小学校の項及び春江東小学校の項を次のように改める。

春江小学校	江留上大和、江留上本町、江留上緑、江留上日の出、江留上旭、江留上中央、江留上昭和、江留上新町、江留上錦、為国幸、為国中区、為国西の宮、為国亀ヶ久保、新為国、境上町、境元町、江留下西、江留下宇和江、江留下屋敷、沖布目、豊島、大針、藤驚塚、江留中、隨應寺、東太郎丸、正蓮花（4字の一部）
春江西小学校	本堂、西太郎丸、矢島、千歩寺（1字、3字～13字、15字、17字、19字、20字）、中庄（2字、4字～7字、19字、21字、22字、32字～40字、43字、61字、64字、66字、67字、59字の一部）、針原東、針原西、針原平柳、田端、高江、京町、京町南、松木、金剛寺、安沢、福町
大石小学校	千歩寺（23字、25字、27字～30字）、中庄（1字、10字、11字、14字、15字、18字、27字、28字、31字、46字、51字、53字、55字～57字、59字の一部）、春日野（千歩寺22字、32字～35字、37字）、大牧、リリータウン、井向、西長田、石塚、取次、正善、布施田新、姫王、定広、木部西方寺、辻、上小森、室町、下小森、堀越
春江東小学校	石仏、いちい野、いちい野北、いちい野中央、中筋、中筋西、中筋東、中筋駅前、中筋三ツ屋、中筋北浦南、中筋北浦北、中筋大手、正蓮花（4字の一部を除く。）、寄安、寄安全戸、定重

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市立小中学校通学区規則(平成18年教育委員会規則第16号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
○坂井市立小中学校通学区規則 平成18年3月20日 教育委員会規則第16号 改正 平成21年 3月16日教委規則第 5号 平成21年11月26日教委規則第12号 平成22年 3月24日教委規則第13号 平成22年11月 1日教委規則第 7号 平成23年 1月26日教委規則第 1号	○坂井市立小中学校通学区規則 平成18年3月20日 教育委員会規則第16号 改正 平成21年 3月16日教委規則第 5号 平成21年11月26日教委規則第12号 平成22年 3月24日教委規則第13号 平成22年11月 1日教委規則第 7号 平成23年 1月26日教委規則第 1号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条の規定により、坂井市立小中学校の児童及び生徒の教育の機会均等を図るために通学区域の適正化を図り、もって教育行政の円滑な運用を図ることを目的とする。

(通学区域)

第2条 坂井市立小中学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。ただし、令第8条の定めによる保護者の申立てがあり、かつ、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めたときは、指定した小学校及び中学校を変更することができる。

(調整区域及び選択校)

(調整区域及び選択校)

第3条 教育委員会は、通学区域に関して弾力的な取扱いをすることができる区域(以下「調整区域」という。)を定め、前項の規定により指定されている学校以外の学校(以下「選択校」という。)を指定することができます。

2 調整区域及び選択校は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。ただし、別表中丸岡南中学校の通学区域については平成18年4月1日から施行し、春江東小学校の通学区域については平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日以前の丸岡中学校の通学区域には、丸岡南中学校の通学区域を含めるものとする。

3 平成19年3月31日以前の春江小学校の通学区域には、春江東小学校の通学区域を含めるものとする。

(休校期間中の学校の指定)

4 平成22年度から当分の間休校する坂井市立竹田小学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表第1に定める規定にかかるらず、当該学校の休校中は坂井市立長畠小学校とする。

第3条 教育委員会は、通学区域に関することができる区域(以下「調整区域」という。)を定め、前項の規定により指定されている学校以外の学校(以下「選択校」という。)を指定することができます。

2 調整区域及び選択校は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。ただし、別表中丸岡南中学校の通学区域については平成18年4月1日から施行し、春江東小学校の通学区域については平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日以前の丸岡中学校の通学区域には、丸岡南中学校の通学区域を含めるものとする。

3 平成19年3月31日以前の春江小学校の通学区域には、春江東小学校の通学区域を含めるものとする。

(休校期間中の学校の指定)

4 平成22年度から当分の間休校する坂井市立竹田小学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表第1に定める規定にかかるらず、当該学校の休校中は坂井市立長畠小学校とする。

5 平成22年度から当分の間休校する坂井市立丸岡中学校竹田分校の通学区域にかかる者の通学すべき学校の指定は、別表第1に定める規定にかかわらず、当該学校の休校中は坂井市立丸岡中学校とする。

附 則(平成21年3月16日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日教委規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月1日教委規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月26日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

学校名	通学区域
三国南小学校	四日市、森町、岩崎、玉井、中元、大門、三国東、新町、安養寺、御所垣内、代官屋敷、觀音、三国東園地、山上西、汐見、上西、下西、東下西、上綠、下綠、松ヶ下、元新、上旭、下旭、石切場、上台、下台、殿島、榮町、新緑、竹松、西今市、藤沢、玉江、石丸、野中、油屋、楽円、諸地、金井、川崎、池見
三国北小学校	平野、久宝持、日和山、桜町、喜宝、南末広、北末広、上

5 平成22年度から当分の間休校する坂井市立丸岡中学校竹田分校の通学区域にかかる者の通学すべき学校の指定は、別表第1に定める規定にかかわらず、当該学校の休校中は坂井市立丸岡中学校とする。

附 則(平成21年3月16日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月16日教委規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月1日教委規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月26日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

学校名	通学区域
三国南小学校	四日市、森町、岩崎、玉井、中元、大門、三国東、新町、安養寺、御所垣内、代官屋敷、觀音、三国東園地、山上西、汐見、上西、下西、東下西、上綠、下綠、松ヶ下、元新、上旭、下旭、石切場、上台、下台、殿島、榮町、新緑、竹松、西今市、藤沢、玉江、石丸、野中、油屋、楽円、諸地、金井、川崎、池見
三国北小学校	平野、久宝持、日和山、桜町、喜宝、南末広、北末広、上

錦、下錦、下新、温泉、立田団地、橋本、堅、上横、上真 砂、下真砂、東滝本、西滝本、西滝谷、仲滝谷、浜滝谷、 つつじが丘、グリーンハイツ、緑ヶ丘、桜ヶ丘、新緑ヶ丘 団地、中央	上錦、下錦、下新、温泉、立田団地、橋本、堅、上横、 上真砂、下真砂、東滝本、西滝本、西滝谷、仲滝谷、浜 滝谷、つつじが丘、グリーンハイツ、緑ヶ丘、桜ヶ丘、 新緑ヶ丘団地、中央
雄島小学校	宿、米ヶ脇、新宿一丁目、新宿二丁目、広野宿舎、安島、 崎、棍、浜地、陣ヶ岡、マリンタウン崎、鐘場
加戸小学校	覚善、加戸東、加戸西、平山、西谷、嵩、池上、水居、 城ヶ原、美保、覚善東、鳴池、旭台、水居団地、運動公園、 野山、緑ヶ丘五丁目、運動公園三丁目
三国西小学校	新保上町、新保中町、新保下町、横越、下野、西野中、 岸、黒目、米納津、沖野々、ニュータウン黒目、ボートタ ウン、ペーブルタウン黒目
平章小学校	西瓜屋(1字)、西里丸岡(2字～9字、11字)、乾下田、針ノ 木1丁目、朝陽1丁目、朝陽2丁目、一本田福所、一本 田(21字、23～26字、28～36字、38字、40～48字)、御 幸1丁目、一本田(1字～3字、4字の一部)、八幡町、谷町3 丁目、谷町2丁目、谷町1丁目、富田町1丁目、石城戸2丁 目、石城戸1丁目、石城戸3丁目、石城戸4丁目、 本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、丸岡本、柳町、乾、 栄1丁目、栄2丁目、上田町1丁目、上田町2丁目、荒町、 霞町2丁目、霞町3丁目、霞町4丁目、霞町5丁目、 上田町1丁目、上田町2丁目、荒町、松川町、霞町1丁目、 霞町2丁目、霞町3丁目、霞町4丁目、霞町5丁目、 上田町1丁目、上田町2丁目、荒町、松川町、城北5丁 目の一部、城北6丁目の一部、長畠(75字の一部、79字)、 里丸岡、東陽2丁目、猪爪(1字、5字の一部、26字)、猪爪3

丁目の一部、猪爪4丁目の一部、猪爪5丁目の一部		
霞ヶ丘1丁目、霞ヶ丘2丁目、城北1丁目、城北2丁目、霞ヶ丘3丁目、霞ヶ丘4丁目、松川1丁目、松川2丁目、城北5丁目、城北1丁目、城北2丁目、霞ヶ丘3丁目、霞ヶ丘4丁目、城北4丁目、城北5丁目の一部、城北6丁目の一部、宇田、玄女、千田、千田、長崎(75字の一部、79字を除く。)、山久保、女形谷、赤坂、伏屋、三本木、与河、畠中、田屋、豊原、曾々木、内田、舛田、小黒(73字、74字を除く。)、篠岡、里丸岡1丁目、里丸岡2丁目、里丸岡3丁目、今町、東陽1丁目、八ヶ郷、愛宕、川上、坪江、乗兼、堀水、里竹田、 <u>上竹田、山口、山竹田</u>	霞ヶ丘1丁目、霞ヶ丘2丁目、城北1丁目、城北2丁目、霞ヶ丘3丁目、霞ヶ丘4丁目、 松川1丁目、松川2丁目、城北5丁目、城北1丁目、城北2丁目、城北6丁目の一部、宇田、 玄女、千田、千田、長崎(75字の一部、79字を除く。)、山久保、女形谷、赤坂、伏屋、三本木、与河、畠中、田屋、 豊原、曾々木、内田、舛田、小黒(73字、74字を除く。)、篠岡、里丸岡1丁目、里丸岡2丁目、里丸岡3丁目、今町、 東陽1丁目、八ヶ郷、愛宕、川上、坪江、乗兼、堀水、里竹田、 <u>上竹田、山口、山竹田</u>	
高椋小学校	西瓜屋(1字を除く。)、西里丸岡(2字～9字、11字を除く。)、一本田中(21字、23～26字、28～36字、38字、40字～48字を除く。)、一本田(1字～3字、4字の一部を除く。)、笛和田、舟寄、長崎、今福、ハツ口、高柳(16字を除く。)、吉政、儀聞、牛ヶ島、新聞、寅国、猪爪(1字、5字の一部、26字を除く。)、猪爪1丁目、猪爪2丁目、猪爪3丁目の一部、猪爪4丁目の一部、猪爪5丁目の一部、猪爪6丁目、猪爪7丁目、猪爪9丁目、小黒(73字、74字)	西瓜屋(1字を除く。)、西里丸岡(2字～9字、11字を除く。)、一本田中(21字、23～26字、28～36字、38字、40字～48字を除く。)、一本田(1字～3字、4字の一部を除く。)、笛和田、舟寄、長崎、今福、ハツ口、高柳(16字を除く。)、吉政、儀聞、牛ヶ島、新聞、寅国、猪爪(1字、5字の一部、26字を除く。)、猪爪1丁目、猪爪2丁目、猪爪3丁目の一部、猪爪4丁目の一部、猪爪5丁目の一部、猪爪6丁目、猪爪7丁目、猪爪9丁目、小黒(73字、74字)
鳴鹿小学校	東二ツ屋、上金屋、樂間、為安、新鳴鹿1丁目、新鳴鹿2丁目、新鳴鹿3丁目、寄永、友末、坪ノ内、下久米田、上久米田、金元	東二ツ屋、上金屋、樂間、為安、新鳴鹿1丁目、新鳴鹿2丁目、新鳴鹿3丁目、寄永、友末、坪ノ内、下久米田、上久米田、金元
機部小学校	南横地、北横地1丁目、北横地、四ツ屋、機部新保、羽崎、宇隨、機部福庄、熊堂、機部島、四郎丸、今市、反保、八丁、上安田、安田新、下安田、新九頭童1丁目、新九頭童	南横地、北横地1丁目、北横地、四ツ屋、機部新保、羽崎、

5字の一部、26字のみ)、猪爪3丁目の一部、猪爪4丁目の一部、猪爪5丁目の一部	
竹田小学校	上竹田、山口、山竹田
長畠小学校	霞ヶ丘1丁目、霞ヶ丘2丁目、霞ヶ丘3丁目、霞ヶ丘4丁目、 松川1丁目、松川2丁目、城北5丁目、城北1丁目、城北2丁目、城北6丁目の一部、宇田、 玄女、千田、千田、長崎(75字の一部、79字を除く。)、山久保、女形谷、赤坂、伏屋、三本木、与河、畠中、田屋、 豊原、曾々木、内田、舛田、小黒(73字、74字を除く。)、 篠岡、里丸岡1丁目、里丸岡2丁目、里丸岡3丁目、今町、 東陽1丁目、八ヶ郷、愛宕、川上、坪江、乗兼、堀水、里竹田、 <u>上竹田、山口、山竹田</u>
高椋小学校	西瓜屋(1字を除く。)、西里丸岡(2字～9字、11字を除く。)、一本田中(21字、23～26字、28～36字、38字、40字～48字を除く。)、一本田(1字～3字、4字の一部を除く。)、笛和田、舟寄、長崎、今福、ハツ口、高柳(16字を除く。)、吉政、儀聞、牛ヶ島、新聞、寅国、猪爪(1字、5字の一部、26字を除く。)、猪爪1丁目、猪爪2丁目、猪爪3丁目の一部、猪爪4丁目の一部、猪爪5丁目の一部、猪爪6丁目、猪爪7丁目、猪爪9丁目、小黒(73字、74字)
鳴鹿小学校	東二ツ屋、上金屋、樂間、為安、新鳴鹿1丁目、新鳴鹿2丁目、新鳴鹿3丁目、寄永、友末、坪ノ内、下久米田、上久米田、金元
機部小学校	南横地、北横地1丁目、北横地、四ツ屋、機部新保、羽崎、宇隨、機部福庄、熊堂、機部島、四郎丸、今市、反保、八丁、上安田、安田新、下安田、新九頭童1丁目、新九頭童

	2丁目、高柳16字		
明章小学校	南今市、高瀬、豊原高瀬、筑後清水、四ツ柳、高田、油為頭、板倉、野中山王、大森、山崎三ヶ、末政	宇隨、磯部福庄、熊堂、磯部島、四郎丸、今市、反保、八丁、上安田、安田新、下安田、新九頭童1丁目、新九頭童2丁目、高柳16字のみ	
春江小学校	江留上大和、江留上本町、江留上綠、江留上日の出、江留上旭、江留上中央、江留上昭和、江留上新町、為國幸、為國中区、為國西の宮、為國龜ヶ久保、新為國、境上町、境元町、江留下西、江留下宇和江、江留下星敷、沖布目、豐島、大針、藤鷺塚、江留中、隨忘寺、東太郎丸、正蓮花(4字の一部)	南今市、高瀬、豊原高瀬、筑後清水、四ツ柳、高田、油為頭、板倉、野中山王、大森、山崎三ヶ、末政	
春江小学校	明章小学校	江留上、江留上大和、江留上本町、江留上綠、江留上日 の出、江留上旭、江留上中央、江留上昭和、江留上新町、江留上錦、為國幸、為國中区、為國西の宮、為國龜ヶ久 保、新為國、境、境上町、境元町、江留下、江留下相田、 江留下高道、江留下宇和江、江留下屋敷、沖布目、大針、 藤鷺塚、江留中、隨忘寺、東太郎丸、正蓮花(3字、4字の 一部、5字の一部)	
春江西小学校	本堂、西太郎丸、矢壇、千歩寺(1字、3字～13字、15字、1 7字、19字、20字)、中庄(2字、4字～7字、19字、21字、22 字、32字～40字、43字、61字、64字、66字、67字、59字の 一部)、針原東、針原平柳、田端、高江、京町、 京町南、松木、金剛寺、安沢、福町	春江西小学校	本堂、西太郎丸、千歩寺(1字、3字～13字、15字、17字、 19字、20字)、中庄(2字、4字～7字、19字、21字、22字、 32字～40字、43字、61字、64字、66字、67字、59字の一 部)、針原、田端、高江、松木、金剛寺、安沢
大石小学校	千歩寺(23字、25字、27字～30字)、中庄(1字、10字、11字、 14字、15字、18字、27字、28字、31字、46字、51字、53字、 55字～57字、59字の一部)、春日野(千歩寺22字、32字～35 字、37字)、大牧、リリータウン、井向、西長田、石塚、 取次、正善、布施田新、姫王、定広、木部西方寺、辻、上 小森、室町、下小森、堀越	大石小学校	千歩寺(22字、23字、25字～30字、32字～35字、37字)、 中庄(1字、10字、11字、14字、15字、18字、27字、28字、 31字、46字、51字、53字、55字～57字、59字の一部)、大 牧、井向、西長田、石塚、取次、正善、布施田新、定広、 木部西方寺、辻、上小森、下小森、堀越、姫王
春江東小学校	石仏、いちい野、いちい野北、いちい野中央、中筋 西、中筋東、中筋駿前、中筋三ツ屋、中筋北浦南、中筋北 浦北、中筋大手、正蓮花(4字の一部を除く。)、寄安、寄 安金戸、定重	春江東小学校	石仏、境為、いちい野北、いちい野中央、中 筋、中筋三ツ屋、中筋大手、中筋春日、中筋 高田、正蓮花(3字、4字の一部、5字の一部を除く。)、寄

東十郷小学校	宮領、田島、田島窪、若宮、福島、東長田、徳分田、上新庄、新庄、下新庄、長畑、定旨、五本、河和田、長屋、御油田、朝日
大隅小学校	下関、上関、東、蕨垣内、西、東中野、大味
兵庫小学校	上兵庫、下兵庫
木部小学校	清永、島、木部東、東荒井、蛸、高柳、今井、折戸、木部新保
三国中学校	旧三国町区域
丸岡中学校	平章小学校、長畠小学校、高椋小学校の通学区域
丸岡南中学校	鳴鹿小学校、磯部小学校、明章小学校の通学区域
春江中学校	旧春江町区域
坂井中学校	旧坂井町区域

別表第2(第3条関係)

調整区域	学校名	選択校
運動公園の一部(運動公園一丁目、緑ヶ丘四加戸小学校 丁目)	三国北小学校	三国北小学校
覚善の一部(緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘四丁目、加戸小学校 中央一丁目、中央二丁目)	三国北小学校	三国北小学校
新町の一部(中央一丁目、滝谷一字)	三国南小学校	三国北小学校
下錦の一部(南本町一丁目、三国東七丁目)	三国北小学校	三国北小学校
つつじが丘の一部(宿一丁目)	三国北小学校	雄島小学校

安、定重	宮領、田島、田島窪、若宮、福島、東長田、徳分田、長屋、新庄、新庄、下新庄、長畑、定旨、五本、河和田、長屋、御油田、朝日		
東十郷小学校	大隅小学校		
木部小学校	兵庫小学校		
木部小学校	木部小学校		
三国中学校	三国中学校		
丸岡中学校	丸岡中学校		
丸岡南中学校	丸岡中学校竹田分校		
春江中学校	鳴鹿小学校		
坂井中学校	旧春江町区域		
	旧坂井町区域		
	別表第2(第3条関係)		
調整区域	調整区域	学校名	選択校
運動公園の一部(運動公園一丁目、緑ヶ丘四加戸小学校 丁目)	運動公園の一部(運動公園一丁目、緑ヶ丘四加戸小学校 丁目)	三国北小学校	三国北小学校
覚善の一部(緑ヶ丘二丁目、中央一丁目、中央二丁目)	覚善の一部(緑ヶ丘二丁目、中央一丁目、中央二丁目)	加戸小学校	三国北小学校
新町の一部(中央一丁目、滝谷一字)	新町の一部(中央一丁目、滝谷一字)	三国南小学校	三国北小学校
下錦の一部(南本町一丁目、三国東七丁目)	下錦の一部(南本町一丁目、三国東七丁目)	三国北小学校	三国北小学校
つつじが丘の一部(宿一丁目)	つつじが丘の一部(宿一丁目)	三国北小学校	雄島小学校

宿の一部(つつじが丘、滝谷三丁目、宿一丁雄島小学校 目8・9・10・17番、宿一丁目11番のうち電 車軌道以南)	三国北小学校	宿の一部(つつじが丘、滝谷三丁目、宿一丁雄島小学校 目8・9・10・17番、宿一丁目11番のうち電 車軌道以南)	三国北小学校
クリーンハイツの一部(新宿一丁目) 新宿一丁目の一部(青葉台)	三国北小学校 雄島小学校	クリーンハイツの一部(新宿一丁目) 新宿一丁目の一部(青葉台)	三国北小学校 雄島小学校
鐘場の一部(市道雄島6号線運動公園側)	雄島小学校	鐘場の一部(市道雄島6号線運動公園側)	雄島小学校 加戸小学校

議案第34号

坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について

坂井市社会教育委員の会議規則の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市社会教育委員の会議規則（平成18年坂井市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市社会教育委員の会議規則(平成18年教育委員会規則第22号)新旧対照表

	改正案（新）	現行（旧）
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、坂井市社会教育委員設置条例(平成18年坂井市条例第139号)第6条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、坂井市社会教育委員設置条例(平成18年坂井市条例第139号)第5条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、坂井市社会教育委員設置条例(平成18年坂井市条例第139号)第5条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議に關し必要な事項を定めるものとする。

議案第 35 号

坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部改正について

坂井市青少年育成員設置要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 26 年 3 月 25 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市青少年育成推進員設置要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市青少年育成推進員設置要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第39号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5） 福井県青少年育成推進指導員からの助言指導を受けて連携

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市青少年育成推進員設置要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第39号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(推進員の役割)</p> <p>第5条 推進員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の健全育成の意識高揚及び啓発 (2) 青少年の社会参加活動の推進 (3) 青少年健全育成市民運動の推進 (4) 青少年健全育成研修会、連絡会議などへの参加 (5) 福井県青少年育成推進指導員からの助言指導を受けて連携</p>	<p>(推進員の役割)</p> <p>第5条 推進員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の健全育成の意識高揚及び啓発 (2) 青少年の社会参加活動の推進 (3) 青少年健全育成市民運動の推進 (4) 青少年健全育成研修会、連絡会議などへの参加</p>

議案第36号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年3月26日教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）の1の補助率等の欄を次のように改める。

補助率等
次に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
(1) 新設又は改築については、当該経費の1/2以内とし、500,000円を限度とする。
(2) 改修については、当該経費の1/2以内とし、300,000円を限度とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

坂井市教委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○坂井市教委員会学校教育課所管補助金等交付要綱 平成20年3月26日 改正 平成20年 8月 28日教委告示第24号 平成22年 1月 28日教委告示第15号 平成22年 2月 25日教委告示第17号 平成22年 3月 24日教委告示第19号 平成23年 6月 1日教委告示第10号 平成24年4月 27日教委告示第9号 平成25年3月 26日教委告示第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののほか、学校教育課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。</p> <p>(補助金等の名称等)</p> <p>第二条 学校教育課で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲及び補助率等は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(補助金等交付申請に添付すべき書類)</p> <p>第三条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げる</p>	<p>○坂井市教委員会学校教育課所管補助金等交付要綱 平成20年3月26日 教育委員会告示第8号 改正 平成20年 8月 28日教委告示第24号 平成22年 1月 28日教委告示第15号 平成22年 2月 25日教委告示第17号 平成22年 3月 24日教委告示第19号 平成23年 6月 1日教委告示第10号 平成24年4月 27日教委告示第9号 平成25年3月 26日教委告示第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この告示は、坂井市補助金等交付規則(平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。)によるもののほか、学校教育課所管に係る補助金等の交付に關し必要な事項を定める。</p> <p>(補助金等の名称等)</p> <p>第二条 学校教育課で交付する補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲及び補助率等は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(補助金等交付申請に添付すべき書類)</p> <p>第三条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、別表第2に掲げる</p>

とおりとする。

(補助事業の変更)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更是、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

(実績報告)

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月28日教委告示第24号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日教委告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月25日教委告示第17号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委告示第19号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日教委告示第10号)
附 則(平成23年6月1日教委告示第10号)

とおりとする。

(補助事業の変更)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更是、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

(実績報告)

第5条 規則第15条に規定する別に定める書類及び別に定める期日は、別表第2に掲げるとおりとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月28日教委告示第24号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日教委告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月25日教委告示第17号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日教委告示第19号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日教委告示第10号)
附 則(平成23年6月1日教委告示第10号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月27日教委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教委告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があつた補助金等については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名	交付目的	業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分	精算
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	市立小学校及び中学校に、バスを利会)用して通学する児童・生徒の安全を	区(町内通学バス停の新設に掲げるとおり精算する。ただし、1,000円未満の端数が払修に要する経費生じたときは、これを切り捨てる。	次に掲げるとおり精算又は改修する。ただし、1,000円未満の端数が払修に要する経費生じたときは、これを切り捨てる。	(1) 新設又は改築	(1) 新設又は改築	(1) 新設又は改築

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月27日教委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日教委告示第5号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があつた補助金等については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

整理番号	補助金等の名	交付目的	業者	補助金等の名	交付目的	業者	補助事業経費の範囲	支払区分	精算
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	市立小学校及び中学校に、バスを利会)用して通学する児童・生徒の安全を	区(町内通学バス停の新設に掲げるとおり精算又は改修する。ただし、1,000円未満の端数が払修に要する経費生じたときは、これを切り捨てる。	次に掲げるとおり精算又は改修する。ただし、1,000円未満の端数が払修に要する経費生じたときは、これを切り捨てる。	(1) 新設又は改築				

確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	については、当該経費の1／2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1／2以内とし、300,000円を限度とする。	確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	改修については、当該経費の1／3以内とし、300,000円を限度とする。	については、当該経費の1／2以内とし、500,000円を限度とする。
2 坂井市 私立幼稚園	私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減する。	私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減する。	私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減する。	概算払費補助金交付要綱に定める補助限度額の範囲内とする。
2 坂井市 私立幼稚園	市内に有し市の私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当幼稚園に就園している幼児の保護者に対する対策を間接的に行なう。	市内に有し市の私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当幼稚園に就園している幼児の保護者に対する対策を間接的に行なう。	市内に有し市の私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るに、保立幼稚園の所得状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立とし、当幼稚園に就園している幼児の保護者に対する対策を間接的に行なう。	概算払費補助金交付要綱に定める補助限度額の範囲内とする。

3	坂井市 通学支 援事業 費補助 金	市立幼稚園、 小学校及び 中学校の通 園・通学に係 る保護者負 担の格差の 園の園	別に定期 乗車券若し とする。	補助金を交 付する。
3	坂井市 通学支 援事業 費補助 金	市立幼稚園、 小学校及び 中学校の通 園・通学に係 る保護者負 担の格差の 园の园	別に定期 乗車券若し とする。	接補助 事業者 とする。

する。

する。

て、利用する第
2子の利用者負
担限度額につ
いては、ア又は
イに規定する

利用者負担限
度額に0.5を乗
じて得た額と
し、利用する第
3子以降につい
ては補助対象
経費の全額と
する。

(2) 保護者契約に
よる委託バスを
利用する場合
ア 小学生につ
いては、1月当
たり1,600円
(利用者負担限
度額)を超える
額

イ 中学生につ
いては、1月当

て、利用する第
2子の利用者負
担限度額につ
いては、ア又は
イに規定する

利用者負担限
度額に0.5を乗
じて得た額と
し、利用する第
3子以降につい
ては補助対象
経費の全額と
する。

(2) 保護者契約に
よる委託バスを
利用する場合
ア 小学生につ
いては、1月当
たり1,600円
(利用者負担限
度額)を超える
額

イ 中学生につ
いては、1月当

たり2,400円 (利用者負担限 度額)を超える 額	ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する第 2子の利用者負 担限度額につ いては、又は イに規定する 利用者負担限 度額に0.5を乗 じて得た額と し、利用する第 3子以降につい ては補助対象 経費の全額と する。	たり2,400円 (利用者負担限 度額)を超える 額	ウ 同月に兄弟 姉妹が利用す る場合におい て、利用する第 2子の利用者負 担限度額につ いては、又は イに規定する 利用者負担限 度額に0.5を乗 じて得た額と し、利用する第 3子以降につい ては補助対象 経費の全額と する。	たり2,400円 (利用者負担限 度額)を超える 額
4 坂井市 教職大 学院入 学助成	教員として 教職大 の専門的力 量向上のた めに福井大 市立	補助対象経費の1／ 学に要する経費 のうち入学料	教職大学院の入 学に要する経費 のうち入学料	教職大学院の入 学に要する経費 のうち入学料
				精算 範囲内とする。ただしこ れは、1,000円未満の 場合

端数が生じたときは、これを切り捨てる。

小中学校の教員
学大学院教育学研究科
教職開発専攻(以下「教職大学院」という。)で学ぶ教員の入学に要する経費の一部を助成することにより、市立小中学校に勤務する教員の進歩を促し、資質の向上を図るとともに、教職大学院との連携による質の高い学校教育の実現を図ることを目的とする。

金 端数が生じたときは、これを切り捨てる。

小中学校の教員
学大学院教育学研究科
教職開発専攻(以下「教職大学院」という。)で学ぶ教員の入学に要する経費の一部を助成することにより、市立小中学校に勤務する教員の進歩を促し、資質の向上を図るとともに、教職大学院との連携による質の高い学校教育の実現を図ることを目的とする。

金

別表第2(第3条、第5条関係)

別表第2(第3条、第5条関係)

番 号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	提出期限
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
2	坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
3	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 極端な市長が必要と認める書類 (4) その他市長	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類 (4) その他市長	事業完了後速やかに

番 号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称	提出期限
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
2	坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに
3	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 極端な市長が必要と認める書類 (4) その他市長	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類 (4) その他市長	事業完了後速やかに

			必要と認める書類
4坂井市教職大学院入学助成金	交付決定後速やかに (1) 学生証の写し (2) その他市長が必要と認める書類	4坂井市教職大学院入学料の領収書の写し (1) 入学料の領収書の写し (2) その他市長が必要と認める書類	必要と認める書類

		必要と認める書類

		必要と認める書類

議案第37号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改
正について、次のとおり承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部を改正する
要綱

平成26年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）5の項補助率等の欄を次のように改める。

補助対象経費の10／10以内とし、教育委員会が別に定める額を限度とする。

別表第1（第2条関係）12の項を次のように改める。

12	坂井市地域密着型トップスポーツチーム支援事業補助金	チーム名に「坂井」を冠し、当市を拠点に活動しており、全国規模のリーグで活動しているスポーツチーム、又は全国規模のリーグ入りを目指し北信越規模のリーグで活動しているスポーツチームの活動事業に対して支援し、地域に密着したスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	スポーツチーム（ただし、後援会が組織されていること。）	スポーツチームの活動事業に要する経費	補助対象経費の1／3以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払
----	---------------------------	--	-----------------------------	--------------------	---	-----

別表第2（第3条、第5条関係）12の項補助金等の名称の欄を次のように改める。

坂井市地域密着型トップスポーツチーム支援事業補助金

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱(平成20年教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案（新）		現行（旧）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
整理事番号	補助金等の名稱	補助金等の交付の目 的 者	補助事業の経費 の範囲
5	坂井市女性の会	女性の教養を高め、坂井市女運営及び事業に要する経費	補助対象経費 の10/10以内 とし、教育委員会が別に定める額を限度とする。

別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
整理番号	補助金等の名稱	補助金等の交付の目 的 者	補助事業の経費 の範囲

5	坂井市女性の会	女性の教養を高め、坂井市女運営及び事業に要する経費	補助事業の経費 の範囲
		女性の教養を高め、坂井市女運営及び事業に要する経費	女性の教養を高め、坂井市女運営及び事業に要する経費

12	坂井市 地域密 着型上 シプロ スポーツ チーム 支援事 業補助 金	チーム名に「坂井」を冠し、当市を拠点に活動しております。また、全国規模のリーグで活動しているスポーツチーム、又は全国規模のリーグを目指す北信越規模のリーダーで活動しているスポーツチームの活動事業に対して支援します。	スポーツ チーム (たの活動事業に要する経費 会が組織されてい ること。)	補助対象経費概算 の1/3以内とし、予算の範囲内とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	12 坂井市 フェニ ックス サッカ ークラブ 事業に對して支 援し、市のトップチー ムとしてのチーム づくりを図り、サッカ ーを通じて本市にお けるスポーツの振興 と青少年の健全育成 に貢献することを目的とする。	坂井フェニックスサッカーラブ NPO法人スラブ丸岡 の活動事業に 要する経費	坂井フェニックスサッカーラブの活動ボーツク 事業に対しても スサッカーラブの活動ボーツク の活動事業に 要する経費	坂井フェニックスサッカーラブの活動ボーツク 事業に対しても スサッカーラブの活動ボーツク の活動事業に 要する経費	補助対象経費概算 の1/3以内とし、予算の範囲内とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第2(第3条、第5条関係)

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称 <u>支援事業補助金</u>	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称 <u>ツブスボーツチーム</u>	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称 <u>坂井市地域密着型トッカーラブ事業補助金</u>	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称 <u>坂井市フェニックスサッカーラブ事業補助金</u>	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称 <u>坂井市フェニックスサッカーラブ事業補助金</u>	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称 <u>坂井市フェニックスサッカーラブ事業補助金</u>
整理番号	12	会計年度終了後速やかに (1)事業実施計畫書 (2)収支決算書 (3)その他市長が必要と認める書類	会計年度終了後速やかに (1)事業実施計畫書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認め る書類	会計年度終了後速やかに (1)事業実施計畫書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必要と認め る書類	会計年度終了後速やかに (1)事業実施計畫書 (2)収支決算書 (3)その他市長が必要と認め る書類	会計年度終了後速やかに (1)事業実施計畫書 (2)収支決算書 (3)その他市長が必要と認め る書類

議案第38号

坂井市奨学育英資金貸付の承認について

坂井市奨学育英資金貸付の承認について、次のとおり承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

議案第39号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成26年3月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫